

経済建設常任委員会会議録

平成22年11月11日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 11:30

案 件

認定第15号 平成21年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
認定第16号 平成21年度 飯塚市産炭地域小水系水道事業会計決算の認定
認定第17号 平成21年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
オートレースの運営について
産業振興について
建設行政について

【報告事項】

用途地域の見直しについて 【都市計画課】
飯塚市中心市街地活性化の進捗状況等について 【中心市街地活性化推進室】
工事請負契約について 【上下水道局総務課】
平成22年10月18日に出入国管理及び難民認定法違反(不法就労助長)容疑で市内IT関連
企業の社長が逮捕された事件の経過概要について 【産学振興課】
市道上における車両損傷事故について 【穎田支所経済建設課】
工事請負契約について 【契約課】
平成21年度会計実地検査(国土交通省所管)の結果について 【都市建設部】

委員長

ただ今から、経済建設委員会を開会いたします。この際、委員会の運営方法についておはかりいたします。当委員会に付託を受けております、認定議案3件の審査につきましては、はじめに、監査委員の審査意見書に対する質疑、次に、それぞれの認定議案に対する質疑を行ない、討論・採決については、保留し、最後に認定議案ごとに行いたいと思います。以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

「認定第15号 平成21年度飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第17号 平成21年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」までの3件を一括議題といたします。

監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

「認定第15号 平成21年度飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第16号 平成21年度飯塚市産炭地域小水系水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第17号 平成21年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

これより討論、採決に移ります。討論、採決は、それぞれの会計ごとに行います。

「認定第15号 平成21年度飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第15号 平成21年度飯塚市水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第16号 平成21年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第16号 平成21年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第17号 平成21年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第17号 平成21年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:03

再開 10:04

委員会を再開いたします。

「オートレースの運営について」を議題といたします。「売上額及び入場者の状況等について」及び「飯塚オート場外発売所設置について」執行部の説明を許します。

事業管理課長

平成22年度飯塚オートの売上額及び入場者数についてご報告いたします。

まず、10月30日から11月3日の5日間で開催いたしましたSGソフトバンクホークス杯第42回日本選手権についてご報告いたします。資料2をお願いいたします。総売上額は21億4,584万7600円で本場、場外を合わせた入場者数は123,908人でありました。昨年4月に飯塚オートで開催いたしました、SG第28回オールスターオートレースと比較いたしますと、売上総額が約2億6,250万円の減額、また入場者数は3,109人の減となっています。今年度の全国のグレードレースの売上状況を見てみますと、SGに関しては、4月に山陽オートで開催されたオールスターが前年度比89%、9月に浜松オートで開

催されたオートレースグランプリが前年比70%、日本選手権が88%となっています。
また、G レースにつきましても前年度比で90%～80%といずれも減額という全場ともに厳しい売上状況となっています。

次に4月から10月までの売上額及び入場者についてご説明いたします。

資料1の「平成21・22年度売上額及び入場者比較表」をお願いいたします。この表は日本選手権まで含んだものとなっています。売上額の小計のところでございますが、売上額は101億1,156万5,400円で前年度同時期が117億7,119万1,000円でしたので16億5,962万5,600円の減額となっています。

次に入場者数は表の右の方でございますが今年度215,981人で前年度が225,948人と9,967人の減少となっています。開催日数は今年度が56日で21年度が57日でございますので、1日平均で比較いたしますと今年度の売上額が1億8,056万3,668円で前年度と比較して2,594万8,455円の減、入場者数は今年度が3,857人で前年度比較107人の減となっています。今回の売上額及び入場者数の状況は、今年度及び21年度ともにSGレース1節5日、G レース1節5日及びG レース2節10日を含んだものでございます。

続きまして専用場外発売所設置に関してご報告いたします。資料3をお願いいたします。南九州市における専用場外発売所の設置については、設置予定者より国への設置許可申請書が提出されたことを受け、10月7日に本市と申請者株式会社デュナミスとの間で「オートレース川辺の設置に関する協定書」を締結いたしました。その主な内容としては、青少年対策、防犯対策、交通安全対策、環境保全対策、また地元住民の雇用、建設工事等における地元業者の活用など、オートレース専用場外発売所を設置するにあたっての協議事項等を明文化したものです。

次に、資料4をお願いいたします。佐賀県小城市においてオートレース専用場外発売所設置希望の申し出があり、現地調査、設置予定者調査、周辺関係者及び住民への説明会の開催状況等の諸調査を行い、設置に向けての協議を開始するにあたっては支障ないものと判断いたしましたので進めてまいりたいと考えています。設置予定者としては、管理施設を改修のうえ、オートレース専用場外発売所として開設する予定であります。場所は、小城市内の国道沿いで交通の便がよく、周辺人口も多く集客が期待できる場所であると考えています。詳細につきましては、設置予定者から現段階では公表を差控えてほしいとの要望がありましたので、施設等の概要のみの報告になりますが、なにとぞ、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。施設の概要は、敷地面積8,972.07㎡、建築面積1,249.80㎡となっています。また、設置予定者の積算による入場者、売上額等は1日入場者数455人1人当たり購買額11,700円、1日当たり売上額約5,323千円、年間売上額約1,623,700千円と推計されています。

今後につきましては、発売所設置についての設置予定者と周辺住民との同意調整の状況等を鑑みながら、適期に行政協定の締結に向けた協議を小城市と進めてまいりたいと考えています。売上額及び入場者数について、それから、専用場外発売所設置について説明させていただきました。売上状況は厳しい状況が続いていますが、今回の日本選手権の売上額に関して、電話投票に関しては前年の伊勢崎オートにおいて開催された日本選手権と比較して約665万円の増額、昨年のオールスターと比較しても約3,900万円の増額となっており、4月から10月までの売上状況においても電話投票は前年度と比較して約1,300万円の増額となっていますので、この電話投票売上をさらに増額させる施策を検討していきたいと考えています。

また、日本選手権における、飯塚オートレース場本場における入場者数は5日間で、37,673人で昨年のオールスターと比較すると3,889人の増となっており、特に最終日の入場者数は12,752人でありました。現状では入場者増が売上増に結びついていませんが、

今後の売上増につながるよう引き続き、新規ファンの獲得等に努力してまいります。また、市場拡大のため専用場外発売所設置に関しましても推進していく所存であります。以上で説明終わります。

委員長

説明が終わりましたので、只今の説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

オートレースの南九州の件でおたずねします。今回提出してある協定書の相手方、株式会社デュナミスさんですか、代表取締役木村さんですね、この会社の謄本もしくは定款等は資料として提出できますか。

事業管理課長

提出できます。

委員長

ただいま要求のありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって資料の提出を求めます。次回の委員会でお願います。

小幡委員

続きましてもう一点です。ここも、協定書ですが事業者との協定書になっております。飯塚市と南九州市ですかね、双方の自治体間の協定書というのは交わされるんですか、それとも南九州市はこれには関与しないんですか。その点はどのようになっていますでしょうか。

事業管理課長

南九州市との行政間の協定につきましては昨年、21年10月9日に既に締結をしているところでございます。

小幡委員

協定済みということですね。では今後契約に向かっていくわけですね、その契約はあくまでもこのデュナミスさんと本市の契約、南九州とは特別な契約はないという考えでよろしいのでしょうか。

事業管理課長

そのとおりでございます。

吉田委員

質問させていただきます。10年ほど前からこの件について、私は何回か質問させていただきよったんですけども、その後余り進展がないようでございますので、また、そういう報告も受けてませんので、再度ですね御質問させていただきたいと思っております。オートレースにはハンデ賞というのがありますよね。SGとかああいう言葉はちょっとそぐわないかもわかりませんが、優秀な人ばかりのレースは大体ハンデがあっても20メートルあるくらいの、ほとんどSGクラスだったらゼロばかりでG1とかいうグレードの一つ落ちるやつでも0か10ぐらいでほとんど走ってるんですけども、平場のレースはですね、それこそおそい人がいるもんですから、ハンデ0がいたかと思えばハンデ70とか。特に、新人レーサーがデビューした時なんかはハンデが80も90もあってですね、このハンデ賞、何で私が質問するかといいますと、大体そういうレースは1レースから5レース位までが多いんですよ、そしたら売上は少ないですよ、ましてSGとかG1クラスみたいに優秀な選手ばかりが来てるわけじゃない。平場のレースというのは飯塚オート、今90人いたら70番目から90番目になる人が走るんですよ、順位的に。だからハンデ0がいたかと思えば中位の力量の人がハンデ70とか80とかつけて走るですよ。そしたらですね売上金額を見てたら、もう本当何百万しか売れてないのに、100数十万しか売れてないのにハンデ賞だけでも、金額を今からお聞きしよう

と思うんですけど、昔の私がきかされていたハンデ賞から計算したらそれこそ飯塚市は1から3レースで何十万ぐらいしか儲かってない計算になるのにハンデ賞だけでも、これは10万支払わないかないやないかと、私いつもテレビ見ながら思いよったんですよ。だから、この質問させていただくんですけど、このハンデ賞ですね、どういう基準でなってるかわかりませんが、昔は1メートル300円くらいあったんですよ。だからハンデ50で走る前から1万5千円もらうんだなと私思っていましたけど、今どんなふうになってるのでしょうか。

事業管理課長

ハンデにつきましては1着賞金の1.5%となっております。例えて言いますと1着賞金が10万円の場合ですと、10メートルにつき1,500円というふうになっております。

吉田委員

1着賞金が10万円というのかなり後ろの方のレースですね。10メートルが1,500円ということは50メートルだったら7,500円ですね。昔と比べたら半額位になっていますね。それなら若干よしと思うんですけども、昔はハンデ賞が高過ぎてからそれこそハンデ90とかいうケースもありますのでハンデ90付けばそれこそ走る前から、ハンデついただけでもすごい賞金が出るなと思ったんですよ。だから私が10年前から提案してたのはどなたが作ってあるのかわかりませんがハンデ100つけても150つけてもいいんです、おもしろくするためなら。しかしやみくもに100とか150つけたら、恐らく施行者の部長あたりから怒られるんじゃないでしょうか。ハンデ賞だけでも出せないぞということで。何でこんな番組を作るんだということになりますので。私はおもしろくするためだったら120だっていいと思うんです。しかし、ハンデ賞がこうしてやみくもに上がって昇給をばらまくような形になるから、私は、10年前から提案してたのがハンデ40とか50とか50ぐらいまでに頭打ちでハンデで50の人も70の人の100の人も、ハンデ50しかハンデ賞はいただけないんですよと、ハンデに頭打ちをつくらないか、そういう提案をしないですかって言ってたんです。そしたら臨機応変にハンデ120だって100だって、面白い番組が出来るじゃないですか。しかし今だったら気にしてつくれませんよ、そんな番組ハンデ賞をたいそうやらないかんから。ハンデが50で頭打ちならどんな番組だって作れるじゃないですか。特に私が言いたいのはね、女性レーサーが二人誕生したというニュースを聞きますよね、テレビでもあっていました。そうしたら、これはもう私の意見ですけど、私見ですけどね、おそらく男性よりもハンデが余計つくと思うんですよ。同じじゃなからうと思うんですよ。今、男性だってデビューしたばかりのハンデは80くらいつくんですよ。だから女性は80じゃないで110、120つくんじゃないかという懸念を持っておるんですよ。そしたらハンデ賞だけでも120ついてやりよったらもう、ものすごい金額になるから売上をいくらあげたって、わずかしか、1レースから3レースぐらいまでは収入はあまりない、飯塚市の収入は、レース場の収入はなしてみたいになるから5レース以降しか利益が上がらない形になってくるから、私申し上げておるんですよ。だから、部長、機会がありましたら年に何回も会合があるでしょうから、6場の会議は、ハンデは50で頭打ちという案はいかがなものだろうかという意見も出してもらいたいなと。やみくもに70なら70、100なら100のハンデ賞を出すのではなく50と頭打ちを決めたら、番組制作者は100だって150だって、どんな面白い番組でも何も心配なしに作れるんですよ。それを提案しておきたいと思います。是非お願い致しますが、御意見だけ、お答えをお願い致します。

公営競技事業部長

委員が言われます通り1場だけの問題ではございませんので、ハンデがどのような基本的な考え方の中で規定されているのか、私なりに検証いたしまして、しかるべき会議が数回ありますのでその中で述べさせていただきたいと思います。

吉田委員

選手会からの反発の意見もでてくるでしょうけども、要するに利益があがらないことには、選手会のことばかり思っても、選手会も潤わないし、市も潤わないし、これはお互いに相互の話合いですね、ハンデ賞はやらないと言ってないんですから、50で頭打ちですよって、言ってるんですから、だから50まで出せばいいんじゃないでしょうか。と、私は思います。もう一つ、これも言ってたんですけど、ポートルースはフライングしたらそのまま返還の払い戻しがありますよね。オートレースの場合は、フライングした場合はもう払い戻ししないですよ。だからよく買っている人が分が悪いなあという言葉をしよっちゅう言ってるんですよ。力量の、力の差のある人ばかりのメンバーで、力のある人がフライング切ったって大したことないんですけども、SGレースなんかでフライング切ったら、ほとんど次はないですね。力量が接近していますので、微差ですので、スタートが勝負みたいな、特にSGなんかは。だから、そのときにですねオートレースは失格とか厳正なレースが出来ないためにこのレースは中止しますとかいうことをよく聞きますよね、だから厳正にやるためには本当はフライングを切ったら払い戻すのが本当だけど、オートレースは払い戻しするのが難しいと聞くんです。ポートルースは自然とコースから離れていってどれがフライング切ったかすぐわかりますけど、安心して払い戻しがあるから。しかし、オートレースの場合は何にも払い戻しがないんです。運が悪いで済ませないとしょうがないですよ。そういう制度です。これはいたし方ないですけども、フライングがそれこそ見るのが稀にしか見れないなということになればいいですけど、いまだに頻繁にフライング切るんですよ。特に決勝進出とか準決勝進出がかかっているみたいな時は。選手はいいですけど、ただ失権するだけで、勝ち上がっていく権利を無くすだけで、本人はいいですよ、本人がしたことだから。しかし、券を買ってる人はたまったもんじゃないですよ。だから厳正なレースをやっていると言うけれども、お客さんは今の制度では運が悪いとなるんですよ。それも僅かな金額でかけてる人ならいいけれども、私の知ってる人がいつもぼやいています。この人10万も20万もかけてるんです。だから、厳正なレースは行われていないんです、本当は。だからそのためにですね、フライングはもうすこし減っていくように罰則を規定を厳しくしないと選手間で安易にフライングを切るんですよ、今。もうどうかしたら、その日のうちに5回も6回もフライングを見るときがあるですよ。だからですね、5日間のレースのうちにフライングは1回か2回しか見れないなというようになればいいんですけども、その日の1日に6回もフライングを切ってから、もう少し厳しく罰則を、そのためにちょっと質問します。罰則規定、今どのようになっていますか。わかったら教えてください。

事業管理課長

予選から準決勝までの間にフライングを行った選手に関しましては、勝ち上がりの権利が無くなります。それから、先ほど申されました。SGでの優勝戦においてフライングを犯した場合、その場合につきましては次回の同一レースの出場資格を喪失するというふうな規定になっております。

吉田委員

そしたら普通の平場のレースでフライング切って、例えば1カ月前に切ったとか、10日前に切ったとか、私ポートルースはほとんど行かないから詳しくありませんがよく話を聞かされておりました。フライング2回か3回ある期間内にしたら半年間出場が停止されるとか、半年間が一番厳しいのかどうか知りませんが1年ぐらい出られないことがあるみたいで、オートレースはたった1日だけ出られないくらいで終わってるんじゃないでしょうか。例えばフライング持ちがあるじゃないですか、最近ひとつフライングして2回目切った、2カ月ぐらいで3回切ったらとか、そういうのは決まっていないんですか。

事業管理課長

今言われた詳細な書類を今持ち合わせておりません。

吉田委員

わかりました。今私が言うようにですね1回じゃなくて、例えば2回とか3回とか3カ月以内とか6カ月以内に3回フライングはかさなつたとか言ったら罰則規定を厳しくするように、これもハンデ賞と一緒にですね会議がありましたら6場合同のですね、その場で強く言っていたいて、やはりフライングはよほどじゃないと見れないようにですね、簡単にですね、みなさんオートレースされる方みんながご存じだと思いますけど簡単にフライング切るんですよ。ただ、やっぱりSGの決勝戦とか、準決勝はよほど慎重ですから、それでも切るんですよ。決勝に出たいから、8のうち2しか出れないからフライングを切るんですよ。だからフライング切っても次なんかもう犠牲になればいいなという気持ちで切るんですよ。フライング切ったら6カ月出れないという気持ちでやると切れないんですよ、みんな同じですから、だから一緒なんです。だれかに厳しいとかじゃないんです、全員が切れなくなるんだから。フライングはほとんどなくなっていくと思いますよ。罰則が軽いから、いつまでもフライングはなくなるんですよ。その罰則が厳しいというのは全員に厳しいんだから別に抵抗はないと思うんですよ選手にしては。だから、これも強くですね会議の席で私が今言いよるように6場の関係者の中で意見を言ってください、それを要望いたします。

ついでに、あと1つこれは言っても言わなくてもいいんですけど、これも10年前ぐらいから言ってたんですけど今ボートと違って、ボートは収入がいいのかどうか知りませんが、ボートは3着までしか賞金がないと聞かされていましたが、オートは8着まで賞金がありますからね、例えば重賞レースの決勝に出た人に1着から8着まで賞金があるのはわかりますけど普通の何にもない平場レースですよ、勝ち進んだとかでもなんでもないレースで賞金があるのはおかしいんじゃないかと思うんですよ。だから、賞金の絶対量を減らせ、全体額を減らせと言ってるわけじゃないんです。例えば5レースなら5レースに賞金が全員で50万あるとしたらその50万を減らせと言ってるんじゃないんですよ。その50万を1着から6着までの人にやっても7着8着は賞金はやらないで上に厚く下に薄くという感じで、やみくもに1着から8着まで賞金を小刻みに分けてやるんじゃないで今言うようにSGに決勝に進出した人は1着から8着までやっていいですよ、頑張ったんだから。しかし普通のこういうレースに1着から8着まで賞金をやるのは私前からおかしいと思っていたんですよ。せいぜい1着から6着ぐらいまでやって7着8着ぐらいの賞金は、その1着から6着の人に上乘せするようにしたらどうなんですか、7着8着だったらもうただサラリーマン的な感じでレースにでてたら収入になるなど、もうすぐ終わりますけどすいません、そうじゃないでも出場、私10年くらい前に詳しく聞いたことあるんですけど手当は何があるんだと、今ハンデ賞がある、着順の賞金がある、そのほかにあるでしょうと、出場しただけで、何ていいですか出勤手当みたいなものがあるでしょう、完走手当みたいなあるでしょう、何か4つくらいあるんですよ。だから、結構ね8着で走っても賞金ももらえるしそして、1日に3万なら3万、出場手当が5千円か1万円か知らんけど出ただけで4万位になるんですよ。以前は。今はどうか知らないけど。最後にそれだけちょっと、急にこんな質問して申しわけないですけど、今選手はいただいているハンデ賞着順賞金、そのほかにあと手当、お金もらってる手当は恐らく2つ3つあると思うんですけど、何があるかわかったら教えてください。

事業管理課長

今言われたもののほかに出場手当があります。それから、雨の日の出場手当があります。今思い浮かぶのはその2点でございます。

吉田委員

わかりました、私は金をやるなど言ってるんじゃないんですよ。要するに、選手も厳しいでしょうが施行者もいま厳しいので、どうしたらやる気があるお客さんにおもしろいレースをしていただけるか、ただサラリーマン根性でレースの選手で走っておけばなんとかなるじゃあいかんという感じですよ。もう、すいませんね、蛇足ばかりでいろんなこと言ひまして、

ゴルフですよ、私、ゴルフが好きだから中継よく見るんですけど、あの賞金ですよ、上のほうは賞金をもらって脚光を浴びますけど、下の方は・・・1度これ、固有名詞は申し上げませんが、ここ出身のかなり有名な選手が、今から9年か8年くらい前スポーツ新聞見たら年間、ちょうど今ぐらいの時期でしたあと1試合くらいしか残っていない時期でした。そのときにね、全体で200人くらい載ってたんです、選手の賞金が、その150位以下位だったらね、年収がですね、57万円だったんです。年収ですよ。

委員長

吉田委員、話を戻してください。

吉田委員

だから、それと関連するから言ってるんです。ゴルフの話じゃないんです。ゴルフもそのくらいしかもらってないんだから、要するに結構手当がね、出場するだけでもらってるんだからね、もう少し頑張った人にやるように、私は賞金を減らせとは決して言ってません。そういうことをですね、会議の席で6場の合同会議が何回かあるでしょうから力強く申し上げて、意見を言っていたきたいなと要望いたしまして、終わりたいと思います。

小幡委員

協定書の中身について1点聞かせてください。今回結ばれた協定書の第2条に青少年対策からずっと環境保全対策といろんな事項がのっていますよね。これを契約時にはこら辺の文言が反映される、もしくはデュナミスさんですか、これはこれに対する、各2条の各項目に対してはこのように実施するとか、このように対策を練るといような案件もしくは意見書、文書、考え方というのを述べて来られるんですかね。

事業管理課長

契約書の中でといたしますが、支出する委託料の中にですね、その費用の中で警備員の配備、施設内は当然そうですし、その周辺の警備員配置とかいうのもその中で賄うような形になりますので、その辺で反映されているというふうに考えます。

小幡委員

運営上はデュナミスさんがそうされるでしょうけど、契約ですよ、本市と契約を結ぶときに協定書というのは罰則規定がないじゃないですか。こういう協定を結んで、これに準じてちゃんとした契約書をつくる、でもこれに違反したからといって罰則ないんですよ。ですから、ちょっと素朴な質問ですがこの協定書も極端な話、議会には報告事項ですよ。今回また契約されるんでしょうけども、契約だって契約が終わった後での報告事項でしょ。こういった契約を結びたいということで議会に諮られるというよう行動を取られますか。その点はどのようになっていますかね。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩

再開

委員を再開いたします。

事業管理課長

先ほどの件に関しましては審議事項ではございませんので、今後必要と思われる事項につきましては正副議長と打ち合わせをしながら進めていこうと考えているところでございます。

小幡委員

要望になりますけどね、今言いましたとおり地方分権とか地域主権ですので、新たな事業ですからそういったときの契約に関しては、やっぱり議会からもですね、意見を述べてちゃんと契約書に反映するといような方向性の検討も今後やっていってください。執行部のみが決定して、その報告を受けるだけの議会ではいけないというところで、要望として申し上げておきま

す。以上です。

委員長

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「産業振興について」を議題といたします。「企業誘致に関する状況・活動等につ
いて」について、執行部の説明を許します。

企業誘致推進室長

企業誘致に関する名古屋事務所での活動状況につきましては、8月23日の委員会で報告を
させていただきましたが、その後の状況、活動等についてご報告させていただきます。

名古屋事務所につきましては、お手元に配布しております資料のとおり、平成22年度の活
動状況は、4月から10月まで64件の企業と20件の団体等の訪問活動を行い、22件の来
訪団体等の対応をしております。最近の状況は、トヨタ自動車が、10月25日発表した9月の
国内生産実績は、9月上旬の補助金打ち切りなどで11ヶ月ぶりに前年割れとなったと発表し、
円高進行や欧米の需要減で輸出が落ち込むことも懸念され、国内生産の先行きには不透明感が
強いとしております。さらに、各自動車メーカーとも、1時1ドル=80円台を付けた急激な円
高を背景に、主力車種の生産を国内から人件費の安い海外に切り替えるなど、生産体制の再編
を急速に進めているとの発表もあっております。このように東海地区において、自動車産業を
中心にした経済状況は依然として大変厳しい状態ではありますが、自動車業界のみならず、環
境・エネルギー等成長分野をはじめ様々な業界へアプローチして参りたいと考えており、引き
続き粘り強く企業誘致に取り組んで参りたいと考えております。九州においては、九州経済産
業局が10月に発表した8月の経済動向は「九州地域の経済は、穏やかに持ち直しているもの
の、円高の進行等による先行き不透明感が増すことが懸念され、海外需要を中心に今後の動き
には引き続き注視が必要。」と発表しています。筑豊地域の8月の有効求人倍率は0.46と
7月の0.42と比較すると0.04ポイント上昇していますが依然として厳しい状況にあり
ます。しかしながら、飯塚市においては、電話等による工業用地に関する問い合わせがあるな
ど幾分動きが出てきておりますので、製造業などの指定産業に限らず幅広く情報収集に努め企
業誘致に取り組んでまいります。以上簡単ですが、報告を終わります。

委員長

質疑を許します。質疑はありませんか。

芳野委員

先ほど2社の見込み予定の企業が、1社だめになったというお話を休憩中に聞きましたが、
これ、土地はいま幾らで販売してますかね。

企業誘致推進室長

先ほど休憩中、ちょっとお話をしておりましたが、2社これまでお話をしているところがあ
るというお話をしておいて、1社につきましては・・（「販売価格を答えなさい」という声
あり）土地につきましては鯉田につきましては平米あたり8,100円としております。

芳野委員

坪あたり26,400円になるわけですね。これ、企業が今来たらなにかメリットがあるん
ですかね。

企業誘致推進室長

飯塚市の方に進出をしていただきますと、企業立地促進補助金というものがございまして、
設備投資に係る費用につきまして一定の助成をするという制度がございまして。

芳野委員

100万円でしたかね。

企業誘致推進室長

設備投資にかかる金額の4%ということになります。

芳野委員

そういうことがメリットということですが、今は坪26,400円で売っても売れないわけですよ。現実には。提案をしますけどね、例えばですよ、今来たら土地は10年間無料で貸すって、そんなこと考えないと、当り前の話で当り前にいっても、景気が悪いのだからどこも来ないですよ。工夫しなきゃだめでしょう、しっかり頑張ってください。

西委員

大体同じような話ですよ、20何億かかったから20何億取り戻さないといけないみたいな、そういうことはもうそっちのけしていただいてですね、無償ですよ、何ぼか取らないけんやったら何ぼか、スズメの涙くらい スズメは涙は出さんですけどね そのくらいの金額でですね、そして、来ていただくと。それから自動車関係ばかりをですね、せんでも、それはそれでしていただいて、ほかの関連事業もやっていただかんといかんですよ。坪26,400円とかもう10,000円ぐらいにしなせ。そしてですね、なんかなし来ていただくというのはイのいちばんですよ。今みたいなことしよったちゃですね、何十年したっちゃ売れんですよ。もうそういう時代と違うきですね、やっぱ時代の波には乗っていかんとですね、ひとつ乗りそこなうと大きな問題が来てきますからですね、そういうとこで一生懸命頑張って、スズメの涙くらいで売却しなせ。そして大きい企業来ていただくということが第1番です、金額ばかり言ったらだめですよ。

小幡委員

今の関連なんですよ、そういう意見も確かにありましょが、みなさん頷いてますけど現実できるんですか。補助金の関係とか、原価方式なんですよ。それを割って販売できるかできないか、年数にもよるんでしょけども、現実はどうなんですかね。そこのところを教えてください。

企業誘致推進室長

価格につきましては造成原価方式で決めておりますので現時点では8,100円というところで設定をいたしております。

小幡委員

でしょう。じゃあ可能性としてはできるんですか、そこをちょっと教えてください。

経済部長

ただいま企業誘致推進室長がお答えいたしましたとおり、現在の分譲価格の設定につきましては、造成原価方式で平米8,100円という価格設定をしております。これが、現在の経済情勢などから、売れるのかというご質問、それからもう少し安く売ったらどうかという御意見であろうかというふうに理解しておりますが、現状といたしまして、この平米当たり8,100円の価格設定が近傍の工業団地の分譲区画に比較して決して高い金額ではないという判断からこの価格設定をいたしております十分に競争力という点では競争できると。私ども飯塚市が、現状、他の工業団地に負けない価格設定ということで決定いたしました次第であります。そうありますから当面の間はですね、非常に厳しい経済情勢の中の立地に向けた企業誘致活動ということに取り組んでいくわけでありまして、当分の間はこの価格設定で精いっぱい企業誘致の実現に向けた努力をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

小幡委員

でしょう。そういうことであれば、今の当分の間、だから先ほど私が質問したのは、5年後でも10年後でもいいんだけど価格の変動、下げるということは可能かどうかを聞いてます。その点を教えてください。

経済部長

当然の事ながらこうした不動産の売買でございますので、固定資産税の評価等でですね、地価が下落をするという状況が出てまいりますれば、当然のことながら状況を見きわめながら、新たな価格設定については企業立地推進会議の中で決定をいたしていきたいというふうに考えております。

東委員

価格ばかり今言われていますけどね、いままで飯塚で企業誘致した部分が幾らかあると思います、いろいろと。そのときの条件として、金額だけじゃなく、来やすいような、企業が出てきやすいような、例えば固定資産税を免除するとか、これまでいろいろそういうものがあるのか、企業誘致した分について。過去そういうものがあると思いますが、ちょっと教えて下さい。

企業誘致推進室長

企業立地補助金というものございまして、これは先ほど申し上げましたように設備投資に要した費用の4%、これを5年間補助をしております。初年度は4%、次の年から2%というような5年間の補助。それから不動産取得税に対する補助。それから雇用に対する、5人以上に対しては1人あたり50万円、あるいは30万円の補助をするといったような制度を設けて、できるだけ飯塚市の方に企業が進出しやすいような状況をつくっております。

東委員

だからそういう問題点をちゃんと聞いて皆さんに説明することが大事やろうと思うわけ。ただ価格を下げるとかそういうことじゃなくて、来やすいもの、飯塚市に工業団地があるから、土地がなきゃ来れないから20数億かけて造ったわけでしょ。それを10年も置いておくより、来やすい条件を出してやって企業も助かる、雇用ができる、そういういい流れができるような体制作りを執行部が作っていかなくちゃいけないと思うんですよ。それから、今言われたようなことをやっていますよということはきちんとこの委員会の中に報告しないと、やはりいろいろな措置をしていますと、来やすいように色々としていますよということはあなた方が説明しないと、議員は分かりませんよ。聞かれてするよりも、こうやっていますと先に伝える親切さがないといかんのじゃないですか。それを意見として申し上げておきます。

芳野委員

1つだけ確認したいんですけど、先ほど、原価方式で出した単価を下げられるのかという質問に対して明確な答弁が出てなかったと思いますので、ちょっと教えて下さい。

経済部長

平米あたり8,100円という分譲価格を決定した方法が造成原価方式ということでございまして、ご承知の通り20数億円の総事業費でございました。それに産炭地域の基金からの6億5千万円をこの中に充当しまして約14億数千万円を現在の分譲面積で割った価格ということで設定しています。でありますから今後、地価の下落であるとか近隣の工業団地の分譲価格の動向などからですね、この額ではどうしても分譲が進まないだろうという判断があれば、企業立地促進会議に諮りまして、価格を下げる、また逆に上げるとかですね、いうことは当然でございます

委員長

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「建設行政について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について、報告したい旨の申し出があっ
ております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

はじめに「用途地域の見直しについて」報告を求めます。

都市計画課長

用途地域の見直しについて御説明いたします。資料の1ページをおねがいたします。

用途地域とは、無秩序な都市の形成を防止し、合理的な土地利用、良好な都市環境を確保す
るため、都市計画法にもとづいて都市を、住宅地、商業地、工業地に区分し、その地域ごとに
建築物の用途、形態等を規制する制度の基本的なものが、用途地域です。

見直しの必要性につきましては、1市4町の合併により、新飯塚市として新たな都市づくり
を計画的に進めていく必要が出てきた事、旧飯塚、旧穂波、旧庄内町には、合併以前から、用
途地域の指定がありましたが、旧筑穂、旧穎田町には用途地域の指定がありませんでした。そ
のため、都市計画マスタープランで地域拠点に位置づけている筑穂、穎田支所周辺を中心部
について用途を指定し、魅力ある都市的土地利用を「新飯塚市」として一体的に進める必要があ
ります。また、地域拠点以外で用途地域の指定のない地区についても、まずは用途地域の指定
のある地区と同程度に市街化している地区を抽出し、将来に渡って無秩序な土地利用となら
ないよう、土地利用を整除する目的で用途地域の指定について検討しております。

用途地域指定と同時に行う都市計画決定についてですが、各用途地域の種類に合わせ、建べ
い率、容積率をはじめとする都市計画決定を行ないます。今回、12種類の用途地域の中から、
地域の実態と合わせ、7種類の用途を用いながら、用途地域の種類を各地で検討しております。
1ページ4.に記載している特別用途地区の指定につきましては、用途地域による用途規制に
ついて、制限を加重したり緩和することによって、地区の特別の目的を果そうとする手法のこ
とです。今回は、本市の中心市街地から距離のある場所に、規模の制限もなく(穂波ジャスコ
のような)延床1万㎡を超える大規模な集客施設の立地を可能とする2箇所の地区について指
定を検討しております。

次に、1ページ右側の用途地域指定のスケジュールについて、説明させていただきます。

平成22年1月より10月までに都市計画審議会と市民説明会をそれぞれ3回開催しており
ます。まずは、検討地区、検討案のたたき台をもって説明し、再度市民意見を反映した案につ
いて、該当地区の市内6箇所で、延べ3回の説明会を実施しております。今後は、来年1月に
法定縦覧、2月中旬に都市計画審議会、そのあと県の同意申請を経て、7月上旬に市決定告示
を予定しております。2ページをお願いします。用途地域の検討区域を表した飯塚市の全図で
す。赤い点線で囲まれた6区域について用途指定を検討しております。北(上)から順番に、
吹きだし は、地域拠点に位置づけられている穎田の中心部、 は、鯉田工業団地及びその周
辺、 は、市街化の進む国道201号沿線の大日寺、伊川、花瀬付近、 は、嘉穂高校北側の
市街地潤野付近です。 は、JR 筑前大分駅周辺、 は地域拠点に位置付けられている筑穂地
域の中心部です。詳細には、各地区ごとに3ページから8ページの資料を添付しております。
具体的な範囲は、それぞれ青い点線で囲まれた区域です。

報告の最後となりますが、特別用途地区について補足説明をします。

お手元では、3ページの「勢田・口原・佐興・鯉田地区」の図面、及び5ページの「大日寺・
伊川・伊岐須・花瀬地区」をご覧ください。

今回、資料3ページ国道200号沿線の(ピンクで着色)した近隣商業地域(穎田地区)と、5ページの国道201号沿線に(紫色で着色)した準工業地域(伊川地区)については、図面の中で矢印で吹き出しをしていますとおり、用途地域にプラスする形で、青字で「特別用途地区」と示し、下に「店舗等の延床面積10,000㎡まで」と記載しております。建築基準法では、「近隣商業地域、商業地域、準工業地域」の3つが、商業施設の規模制限なく立地することが可能な用途地域ですが、このいずれかを用途指定する際は、原則、延床1万㎡を超える大規模集客施設の立地を制限する「特別用途地区」とセットで指定することとされています。今回の指定については、一定規模の商業を誘導したいとの地元住民の意向を踏まえ、県とも協議を重ね、また、大規模な商業地域を制限することは、市の中心市街地活性化に関する取り組みに関しても、必要となりますので、市民にも同様の説明を行っております。

なお、他の用途地域につきましても、現状が用途無指定の状況で、環境を悪化させる恐れのある建築物が混在する可能性を許しておりますので、将来に渡って住環境の保全につながることを説明し、説明会では一定の理解を得ているところでございます。以上、簡単ですが「用途地域の見直し」に関する報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化の進捗状況等について」報告を求めます。

中心市街地活性化推進室長

前回報告しました9月24日以降の中心市街地活性化の取組みについて報告いたします。資料を提出しておりますので、ご覧願います。

9月28日に第5回飯塚市中心市街地活性化検討会議を開催いたしました。市民提案も受け、検討会議での提案も出尽くしたと思われることから検討会議に幹事会を設置し、活性化事業について実施主体、事業内容、資金計画等を審議・調整することにいたしました。現在、幹事会を鋭意開催し協議しております。

次に、10月12日に第2回飯塚本町火災跡地及び周辺整備に係る勉強会を開催し、開発に関する説明を行ったあと、地権者及び商業者に対する意向調査を11月1日から15日まで実施することに決定いたしました。現在、飯塚本町火災跡地及び周辺整備に係る「土地の高度利用・有効利用に関する意向調査」を、地権者58名を対象に郵送法で実施しております。

今後は、第3回勉強会を12月に開催し、当該地域の具体的な開発案を研究する研究会の設置や民間事業者アンケート調査などを行い、整備方針を3月に決定したいと考えております。また、中心市街地活性化策の検討資料とするため中心商店街の店主や市民を対象としたアンケート調査を10月12日以降実施しております。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

上下水道局総務課長

上下水道局から、工事請負契約の締結状況について、お手元に配付しております資料により報告いたします。

今回報告いたします工事は、「終末処理場水処理設備改築(電気)工事」で、条件付き一般競争入札で実施をしております。入札執行状況につきましては、業者選考委員会において、条

件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき要件等を付して入札を行いました。電気専門工事で、10月25日に入札を行い、その結果は、予定価格98,261,100円に対して、落札額83,521,200円、落札率84.99%で「株式会社安川電機」が落札いたしました。以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成22年10月18日に出入国管理及び難民認定法違反(不法就労助長)容疑で市内IT関連企業の社長が逮捕された事件の経過概要について」報告を求めます。

産学振興課長

「平成22年10月18日に出入国管理及び難民認定法違反(不法就労助長)容疑で市内ベンチャー企業「マルテック」の社長が逮捕された事件の概要について」報告をさせていただきます。

本事件では、マルテック社長他2名と関係した法人2社が起訴される事件となりましたが、事実関係については、関係者、関連機関へ直接の聞き取りは困難なため、新聞報道等の情報に基づく、概要ということでご報告させていただきます。

福岡県警は、平成22年10月18日にIT技術者名目でカンボジア人3人を来日させ、久留米市内のスーパーの倉庫で働かせたとして、「マルテック」社長リム・ウィイ、「くるめチマキヤ」社長宮崎貴吏(たかし)、同社員宮崎陽吏(ようじ)、飯塚市のスーパー経営酒井優の4容疑者を出入国管理法違反(不法就労助長)容疑で逮捕しました。

事件の背景としては、安価な労働力を求めていた久留米のスーパー「くるめチマキヤ」の宮崎社長に、飯塚市のスーパー経営酒井氏が仲介する形で、酒井氏の知人である「マルテック」のリム社長に、カンボジア人3人をIT技術者としてビザを取らせマルテックで雇用させ、「くるめチマキヤ」へ就労させた疑いでございます。なお、酒井氏とカンボジア人3人は酒井氏が約10年前カンボジアで日本語教師をしている時に、教え子として会っているとのことです。3名のカンボジア人は平成21年12月5日に入国し、「マルテック」のIT技術者として、在留期間が長い「特定活動(特定情報処理活動)」の在留資格で入国しております。この時、地域再生計画に基づき福岡入国管理局は「優先処理」を行っているものと想定されます。その後、カンボジア人3名は、「マルテック」より、商品の在庫管理システムの勉強という名目で久留米市のスーパーチェーン「くるめチマキヤ」で就労。しかしながら、実態はスーパーの倉庫で野菜の袋詰め等の作業に在留資格外活動の許可を受けずに従事させた疑いです。

市としては、本事件が新聞報道された10月18日から情報収集に努め、国、県とも連絡を取りながら、再発防止・未然防止策として当面できることとして、特定活動ビザにより外国人を雇用することが考えられる地域再生計画の認定機関に関連法令遵守の文書を10月22日及び25日にかけて訪問の上配布し、注意喚起を行っております。また、11月8日にリム容疑者が起訴されたことを受け、飯塚アジアIT特区、地域再生計画で支援措置の対象企業となっている同社を、特区及び地域再生計画の対象から除外する変更申請を県とともに内閣府へ行うようにしています。また、市内ベンチャー企業の代表として就任していただいていた飯塚市トライバレー委員会委員についてもやめていただくことにいたしました。

今回の事件で、本市の新産業創出に向けた産業政策に関するイメージダウンは免れませんが、これまで同様に「e-ZUKAトライバレー構想第二ステージ」の推進に取り組んでまいります。なお、マルテックの会社概要並びに特区、地域再生計画の制度概要の資料をお手元に配布しておりますのでご参照ください。以上、簡単ですが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」報告を求めます。

額田支所経済建設課長

市道上における車両損傷事故について、ご報告いたします。

本件事故は、平成22年9月14日(火)午後4時30分頃、被害者運転の乗用車が市道「御徳・烏尾線」を鹿毛馬方向から自宅敷地へ進入する際、対向車の大型トラックが直進してきたため、やむを得ず車両を左側へ寄せたときに、市道内に生えていた雑木に接触し車体左側のドアミラー及びフロントフェンダーからリアフェンダーにかけて擦過痕を受けたものであります。この事故によります損害賠償につきましては、すでに被害者と示談が成立しました。

道路の点検補修につきましては、日頃より市報での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて参ります。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、配付しております資料によりご報告いたします。

今回報告をいたします工事は、堀・金田線道路改良工事で、入札の執行につきましては、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づき、業者選考委員会におきまして、土木一式工事の等級に格付けされる要件等を決定し、10月15日に入札公告を行い、11月2日に入札を執行いたしました。

その結果でございますが、15者による入札の結果、予定価格5,599万4,400円に対し、落札額4,647万5,100円、落札率82.99%で、株式会社安藤組が落札しております。

今回の入札につきましては、14者の同額入札があり、地方自治法施行令の規程により、くじ引きの結果、落札者を決定したものであります。

以上簡単ではあります但、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑)

(ほかに質疑はありませんか)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成21年度会計実地検査(国土交通省所管)の結果について」報告を求めます。

都市建設部長

今般、本市におきまして平成15年度から20年度までの間に実施した、国土交通省所管国庫補助事業に係る事務費等の経理に対する会計実地検査の結果、不適切な経理、補助事業の施工と関係のない経費、その他、補助の対象とならない経費等、事実と異なる関係書類を作成、国庫補助事務費等に含めて精算等を行っていた事態が判明いたしました。

このような事態が生じたのは、国庫補助事務費等の会計経理は、法令及び交付要領に従い適正に行わなければならないこと、及び事務費等の精算等は、補助事業に直接必要な額及び根拠

資料に基づき行われなければならないことになっており、この事についての認識の欠けるところによるものであります。

今後、国庫補助事務費等に限らず全ての経費の予算執行について、関係法令等の遵守の徹底並びに内部チェックの強化を図るなどして再発防止に努め、会計経理の適正の確保に万全を期する所存でございます。簡単ではございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。